

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (附註B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルデナイバ	食糧援助に関する日本国政府とモルデナイバ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H15.3.18まで	H14.3.19 コロンボ (スリ・ラ ンカ)で (同日)	日本側 高橋周平在モルデナイバ臨時代理大使 モルデナイバ側 アブドゥル・アジャーズ・ユースフ在スリ・ランカ モルデナイバ高等弁務官	H14.12.19 439号
モルデナイバ	マレ第三小学校改築計画のための贈与に関する日本国政府とモルデナイバ共和国政府との間の交換公文	マレ第三小学校改築計画を実施するために必要な1. 小学校改築に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	556,000千円 H15.3.31まで	H14.7.10 コロンボ (スリ・ラ ンカ)で (同日)	日本側 大塚清一郎在モルデナイバ大使 モルデナイバ側 アブドゥル・アジャーズ・ユースフ在スリ・ランカ モルデナイバ高等弁務官	H15.7.8 233号
モルデナイバ	食糧援助に関する日本国政府とモルデナイバ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	170,000千円 H16.3.31まで	H15.4.24 コロンボ (スリラン カ)で (同日)	日本側 大塚清一郎在モルデナイバ大使 モルデナイバ側 ラシダ・ユルサフ在スリランカ モルデナイバ高等弁務官	H16.2.17 58号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

モルデナイバとの無償資金協力取極一覧